

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメント・レポート

今回のテーマ： 監査等委員会設置会社について

1. 改正会社法－監査等委員会設置会社の創設

平成26年6月20日に改正会社法が成立し、従来認められていた「監査役会設置会社」、「委員会設置会社」（改正会社法では「指名委員会等設置会社」に名称変更）に加えて、株式会社の新たな機関設計として「監査等委員会設置会社」が選択可能となります。同改正法は同月27日に公布済みであり、公布日から起して1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で指定された日に施行されることとされています。

2. 監査等委員会設置会社の概要－主な項目の比較

機関設計	新 設	従 来	
	監査等委員会設置会社	監査役会設置会社	指名委員会等設置会社
監査主体	監査等委員会	監査役会	監査委員会
構 成	取締役3人以上 内、社外取締役が過半数	監査役3人以上 内、社外監査役が半数以上	取締役3人以上 内、社外取締役が過半数
権 限	適法性・妥当性監査	適法性監査	適法性・妥当性監査
選任/解任	株主総会	株主総会	取締役の地位:株主総会 監査委員会の地位:取締役会
任 期	2年	4年	1年
取締役会での議決権	あり	なし	あり
個人別報酬	監査等委員会の協議による	監査役会の協議による	報酬委員会による

3. 監査役設置会社から移行する場合のメリットとデメリット

① メリット

- 改正会社法では、一定の要件を満たす会社が社外取締役を置いていない場合には「社外取締役を置くことが相当でない理由」について定時株主総会での説明等により開示することが義務付けられますが、監査等委員会設置会社の採用により当該開示が不要となります。
- 監査役会設置会社で社外取締役を選任する場合、社外役員が少なくとも3名（社外取締役1名、社外監査役2名）必要となりますが、監査等委員会設置会社では社外役員は2名（社外取締役2名）で足りるため、社外役員の数1人少なくて済みます。
- 社外取締役が取締役会で議決権行使することによるガバナンス強化が期待されます。
- 監査等委員会を構成する取締役の任期は2年であり、監査役設置会社の監査役任期（4年）より短いことから、2年経過後の状況に応じて、重任・新任について選択することが可能です。

② デメリット

- わが国では経営者市場が十分に整備されていないことに起因して、社外取締役の人選が困難となる可能性があります。社外監査役が横滑りで社外取締役になることは可能ですが、取締役としての責任の重さに起因して、必ずしも承諾が得られるとは限りません。
- 監査の実効性の観点からは、監査等委員会を構成する取締役の任期（2年）が期間として十分ではない可能性があります。
- 機関設計の変更に伴い、定款や諸規程類等を更新整備するための事務負担が生じます。

お見逃しなく！

- 今回の改正会社法では、社外取締役の設置によるガバナンス強化の推進を趣旨とした改正が多く盛り込まれており、また、証券取引所でも独立役員である取締役の選任に努めることが要求されています。監査等委員会設置会社は、社外取締役を標準装備した機関設計である点で、採用を検討することは一考に値するものと考えられます。
- 現行法の委員会設置会社は社外取締役を標準装備した機関設計ですが、各委員会の権限が強いことから、採用している上場会社は59社（平成26年8月1日現在。出所：日本取締役協会ホームページ）と伸び悩んでいます。
- どの機関設計が適しているかは、会社の置かれている環境や状況により異なるものと考えられます。会社法の用意している機関設計はあくまで仕組みであり、自社に適した機関設計とその運用方法を検討することが重要です。